

CULTURE & ARTS BULLETIN

たとして、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）（案）」（以下「ガイドライン案」といいます。）を公表し、パブリック・コメントの募集を開始しました¹。

ガイドライン案は、芸術家等の立場の弱い受注者が、不利な条件のもとで業務に従事せざるを得ないという状況が生じていること等を指摘し、契約内容の明確化のための契約の書面化の推進等の改善の方向性、契約書のひな型及び解説、実効性確保のための方策等を示すことを目的としており、芸術家等の保護に力点を置くものとなっています。

ガイドライン案は、個人で活動する芸術家等が一方当事者となって、事業者や文化芸術団体等から依頼を受けて行う文化芸術に関する業務の契約関係を対象とするものとしており、取引の適正化の促進等の観点から、かかる契約においては以下の6点を明確にするべきであると指摘するとともに、その他契約に当たって必要となり得る条項及びその留意点についても、簡潔にまとめています²。

- (1) 業務内容（発注者が何を依頼し受注者が具体的に何をするかを可能な限り明確にする等）
- (2) 報酬等（不当に低い対価での取引をせず支払期日及び支払方法を明記する等）
- (3) 不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い（契約段階において発注者と受注者が十分に協議し、契約書に記載しておく等）
- (4) 安全・衛生（受注者の身体的・精神的な健康状態に配慮する）
- (5) 権利（著作権や著作隣接権の帰属や許諾、人格権等の取扱いを明確にする等）
- (6) 契約内容の変更（契約の変更に関する取扱いについてあらかじめ記載しておく、変更について合意した内容については書面により明確にする等）

さらに、ガイドライン案は、①発注者（公演、番組、映画等の制作者や主催者である事業者等）と②個人で活動するスタッフ（公演、番組、映画等の制作、演出・芸芸、技術等に携わる者）との間の制作や技術等に関する業務委託契約、及び③発注者と個人で活動する実演家（公演、番組、映画等に出演する者）との間の出演に関する業務委託契約についての契約書の条項ごとのひな型例及び解説を示すとともに、適正な契約関係の構築に向けた実効性確保のための方策について提言を行っています。

なお、上記のとおり、ガイドライン案は、文化芸術に関する業務の契約関係を広く対象とする建前となっていますが、ガイドライン案（契約書のひな型を含みます。）は主として実演芸術を念頭に置いた内容となっており、その他の領域・業界については直ちに当てはまらない内容が少なからず含まれている点には注意を要します。

本ガイドラインは、受注者となる芸術家等と発注者双方において、文化芸術に関す

¹ 当該パブリック・コメントについては、https://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/public_comment/93710701.html をご参照ください。

² ガイドライン案においては、契約書が締結されないことではなく、芸術家等にとって不利な契約書が締結されることが問題であるとの問題意識が見て取れます。

CULTURE & ARTS BULLETIN

る業務の契約を締結するに際して参照が求められるものといえ、パブリック・コメントの経過及び成案が注目されます³。

(高橋 悠)

2. ファスト映画で著作権侵害を訴え、映画会社等が5億円の賠償を求めて提訴

2021年11月16日、仙台地裁において、「ファスト映画」をYouTubeにアップロードし広告収入を得ていた者らが、著作権法違反で有罪判決を受け（同年12月1日に確定）、主犯格の被告人に対しては、懲役2年（執行猶予4年）罰金200万円が言い渡されました。また、2022年5月19日にも、仙台地裁において、「ファスト映画」のアップロードに関し、同様に、懲役2年（執行猶予4年）罰金200万円とする有罪判決が言い渡されています（全国で2例目の摘発例）。

このような状況の中、2022年5月19日、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）及び一般社団法人日本映像ソフト協会（JVA）の会員企業である大手映画会社やテレビ局等13社は、昨年11月16日に有罪判決を受けた被告人らに対して、著作権侵害による損害を総額20億円相当と算定し、内5億円の損害賠償を請求する民事訴訟を東京地裁に提起しました。また、CODAは、近時、自身のホームページにおいて「ファスト映画」投稿者に関する記事を定期的に更新しており、2022年2月15日には、「悪質なアカウントについては、引き続きアップローダーを特定するなど対策を進め」る旨表明しています。

「ファスト映画」とは、映画を10分程度に短縮編集し、その内容や結末（いわゆるネタバレを含む）を解説・紹介するアップロード動画のことをいい、元となる映画の著作権者の複製権、公衆送信権、翻案権等を侵害するものです。この点、過去の裁判例では、映画の事案ではありませんが、英語の日刊紙「The Wall Street Journal」の一日分の全記事中、一定種類の記事（広告や株式、為替等の相場欄、死亡記事等）のみを除き、各記事の核心的事項をおおよそ把握し得るように1~3行に要約し日本語翻訳した文章を「The Wall Street Journal」の紙面構成に対応して分類、配列した文書を作成・頒布する行為について、新聞社が当該新聞について有する編集著作権（翻案権）の侵害に当たるとして差止請求を認めた東京高判平成6年10月27日知的裁集26巻3号1151頁等も参考になるかもしれません。この事件では、「The Wall Street Journal」の潜在的購読予定者が違法に作成された文書を購読することが考えられるということにも言及されていますので、新聞記事をより読みやすい形で継続的に提供する行為について、当該行為が放置されれば新聞発行者の経営に重大な影響が生じることも考慮されたのではないかと考えられます。上記2021年11月16日の仙台地裁の判決言渡しの際にも、裁判長は、「映画の収益構造を破壊し、映画文化の発展を阻

³ なお、意見の提出期限は2022年6月13日とされています。

CULTURE & ARTS BULLETIN

害しかねない」ことにも言及したとのことですので、同じように潜在的購入予定者への影響も考慮されているものと思われます。

CODAの調査によれば、2021年6月14日時点で、55のチャンネルから約2,100本の「ファスト映画」が公開されており、その視聴回数は4億7,700万回以上に上っているとのことであり、著作権者らの被害は甚大であるといえます。違法な侵害行為に対抗し映画産業を適切に保護する活動の活発化が望まれます。

(堀 有光子)

3. スイスで「ネットフリックス法」可決、オンライン動画配信事業者に国内投資義務

2022年5月15日、スイスにおいて、映画文化・映画制作法の改正法案（通称「ネットフリックス法」）が、国民投票の賛成多数（58.4%）により可決されました。この「ネットフリックス法」は、スイス国内のテレビ・映画制作の振興等を目的として、ネットフリックスやアマゾン・プライム・ビデオ、ディズニープラス等のオンライン動画配信サービスを提供する事業者に対して、①スイス国内で得た収益の4%をスイス国内のテレビ・映画制作に「投資」するよう義務づけるとともに、②スイスにおける配信作品の30%以上をスイス又は欧州で制作されたものとすることを義務づけるものです。もともと改正前の同法では、スイスのテレビ局がその収益の4%をスイス国内の映画制作に投資する義務を負っていましたが、上記①は、この投資義務の適用をオンライン動画配信サービス事業者にも広げた形となります。なお、①の「投資」手段としては、国内で制作された作品の購入や国内向け投資ファンドへの投資等も含まれます。

スイス連邦政府は、今般の法改正によって、スイス国内映画産業に年間1,800万フラン（約24億円）の追加投資が行われるものと考えています。オンライン動画配信サービス事業者に対して同様の投資義務を課す法制度は、投資対象や条件等に差異はあるものの、フランス、イタリア、ポルトガル、スペイン等の欧州の約半数の国において導入済みです。

(古市 啓)

4. 「ファッションの未来に関する報告書」の公表

経済産業省に設置された「これからのファッションを考える研究会」は、2022年4月28日、「ファッションの未来に関する報告書」（以下「本報告書」といいます。）を公表しました⁴。同研究会では、2021年11月から12月にかけて、大学教授・デザイ

⁴ https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/fashion_future/20220428_report.html

CULTURE & ARTS BULLETIN

ナー・ファッション関連企業経営者・弁護士等の多様な委員が参加し、気候変動等の社会課題に声を上げる新たな消費者層（Z世代）の台頭、メタバースの台頭・普及、消費者の価値観の変化等、ファッション領域における種々の変化の兆候を踏まえ、ファッションの未来について議論が行われました。本報告書は、上記議論を、これからのファッションを考えるにあたって重要だと考えられる10のキーワード⁵に集約してまとめたものです。

法的な観点からは、「ビジネスで留意すべきファッションロー」というキーワードが挙げられています。ここでは、(i)海外市場、(ii)デジタルファッション市場の観点からクリエイターが認識しておくべき法規制の現状や問題点・課題が整理されており、例えば、現実空間に存在する服や小物等のデザインが、メタバース上でデジタルファッションとして模倣された場合における、商標権、意匠権等による保護の困難性等が指摘されています。

(城戸 賢仁)

◆◆◆◆◆ Column ◆◆◆◆◆

“文化芸術の中にある法を訪ねて (I)”

「正義の女神の目隠しについて」

最高裁判所の大ホールには、「正義」と題する女性のブロンズ像が展示されています。文化勲章を受賞した彫刻家の円鋸勝三さんの作品です。この女性像は、右手で剣を高く掲げ、左手には天秤を持っています。欧米の都市に出かけますと、市庁舎や裁判所等の公的な機関で同じ様な像をよく見かけますし、美術館でも彫刻や絵画に同様の女性像を見かけることが少なくありません。

これらはいずれも、ギリシャ神話に出てくる正義の女神である「テーミス」をモチーフにしているものと思われます。ローマ神話では「ユースティティア」と呼ばれ、この女神の名が、現在では「正義」を意味する「ジャスティス」の語源になっています。テーミスの像は、右手に剣を、左手に天秤を持っているのが一般的です。天秤は正邪を測る「正義」を、また、剣は正邪を断ずる「力」をそれぞれ象徴していると言われています。しかし、この剣と天秤とが古今東西を通じて女神像の不変の小道具かと言うと必ずしもそうではありません。例えば、古代ローマの時代の女神像は、剣の代わりに、たくさんの花を差し込んだ羊の角を手にしており、剣を持つようになったのは、はるか後のルネッサンスの時代になってからとも言われてい

⁵ 具体的には、①需給ギャップを縮小させるビジネスモデル、②良いモノを長く楽しむファッション文化、③循環システムの構築、④質量のないデジタルファッション、⑤創造性の発揮を支援するテクノロジーの台頭、⑥創造社会の新しい市場ルール、⑦ラグジュアリー概念のアップデート、⑧これからの海外需要獲得、⑨ビジネスで留意すべきファッションロー、⑩ファッションの未来に求められる人材論、です。

CULTURE & ARTS BULLETIN

ます。また、天秤の代わりに、書物を抱いた女神像も見られます。日本で最も古い正義の女神と呼ばれているのは、旧札幌控訴院の建物（現・札幌市資料館）の2階の正面バルコニーにある、直径約50センチメートルほどの女神の頭部と、その左右に剣と秤を配置したレリーフで、これらは大正時代の作と伝えられています。

ところで、これらの女神像には、目隠しをしているものと、目隠しをしていないものがあることにお気づきでしょうか。この「目隠し」が有する寓意については、昔から様々な解説がされていますが、代表的なものとしては、「目隠しは、裁かれる者の単なる外観上の美醜で裁く者の判断が左右されないように裁判官が努めていること、すなわち、裁判の公平を象徴するものである」という説明です。同様のエピソードとして、日本では、江戸時代の京都所司代で名奉行と謳われた板倉重宗の逸話が有名です。法廷とも言うべきお白洲に臨む際には必ず障子を隔てて関係者の訴えを聴くようにしていた板倉が、その理由を尋ねられた際に、「人の容貌は一様ではなく、美醜により愛憎が生まれ、愛憎があれば判断に偏りが生じることは避けたい人情である。したがって、障子を閉じて関係者の顔を見ないようにしている。」と答えたというものです。裁判に携わる者としての心構えを説くとともに、裁判の難しさを象徴するものであると解説されています。

そして、このような解説を聴きますと、確かになるほどと納得する一方で、「目を閉じていて、本当に真実が見えるのだろうか」という疑問が生じる方もいらっしゃるかも知れません。また、「目を閉じていては、法廷で眠くなってしまわないだろうか」等と余計な心配までしたくなってきます。法廷では関係者が五感の作用をフル回転して、証言の真偽を見極めようと全力を尽くしています。それが、こともあろうに目隠しをしていては、その職責を果たせないことにはならないだろうかという疑問は浮かんでも当然のことのように感じます。

実は、初期の女神像に目隠しをしているものは見当たらず、女神が目隠しをするようになったのは、ヨーロッパ中世以降のことのようです。スイスのベルンにある16世紀に製作された女神像が、目隠しをした最初の女神像とも言われています。この女神の目隠しについては、15世紀のドイツの有名な風刺作家であるセバステアン・ブランドが書いた「阿呆船」という本に興味深い記載が見られます。この本は、当時の教会や聖職者の腐敗等の社会問題を、木版画による数多くの挿絵入りで鋭く風刺しているのですが、その中の訴訟について言及した部分では、一人の愚か者が正義の女神の後ろに回って大きな布で目隠しをしようとしている場面が挿絵になっています。そして、これを見た民衆は拍手喝采し、「正義の女神は真実が見えぬ」と言って囃し立て、大いに嘲笑したという逸話が残されています。このことは、その時代の司法や裁判に対して、民衆は少なからず不満や不信感を抱いていたことがその背景事情としてあったものと推測されます。

その後、社会や時代が変わって、法は貧富の差や権力の有無にかかわらず、万民に等しく適用されるという法の下での平等の理念が普遍的な原理として承認されるようになり、それに伴って、女神像の目隠しも「人の名声を顧慮しない公正さ」を

CULTURE & ARTS BULLETIN

象徴するものとして一般に肯定的に受けとめられ、目隠しを着けたものが女神像の主流となっていったようです。

裁判に携わる者は、真偽を正確に見分けて、その判断を誤ることがないように、その目をしっかりと見開き、まさに眼光紙背に徹する気概を持って当事者と真正面から対峙する真摯な姿勢が求められる一方で、時に目を閉じて、先入観や偏見にとられず、真っ白な状態で当事者の声に謙虚に耳を傾け、沈思黙考する姿勢も求められていると考えられます。その意味では、正義を実現するためには、目隠しのない女神も、目隠しのある女神もともに必要ということになりそうです。ちなみに、冒頭で紹介いたしました最高裁判所の女神像は目隠しを着けてはおりません。

(奥田 隆文)

【編集後記】

- ◇ CULTURE & ARTS BULLETIN のスピノフ企画である“MHM Culture & Arts Journal”の第1号を皆さまにお届けすることができてうれしく思います。本号では、長い裁判官経験を有する奥田隆文弁護士によるコラムを掲載しました。最高裁判所の大ホールに設置された「正義の女神」のブロンズ像から始まる思索の散歩と法務への示唆を感じ取っていただけましたでしょうか。
- ◇ 森・濱田松本法律事務所文化芸術 PG では、皆さまのご意見等をお待ちしております。CULTURE & ARTS BULLETIN / MHM Culture & Arts Journal への掲載内容へのご質問のほか、誌面への感想、取り上げてもらいたいテーマ等のご要望も大歓迎です。今後ともよろしくお願いいたします。

(編集担当：小田 大輔、城戸 賢仁)

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com